

第2次募集受付開始！新規で申請する学生が対象(1次募集で申請した学生除く)

政府による「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の募集について

概要 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」を実施します。

支給金額 住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円

支給対象者の要件 以下の①～⑥を満たす者(外国人留学生については、①～⑤及び⑦を満たす者)

I 家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ①家庭から多額の仕送りを受けていない→家庭からの仕送り額年間150万円未満(授業料含む)を目安
- ②原則として自宅外で生活をしている→あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のこと
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない

II 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む)が大幅に減少(前月比の50%以上減少)している

III 既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥既存制度について以下の条件のうちいずれかを満たす→第I区分、第II区分、第III区分とは、高等教育の修学支援新制度における、収入基準に基づく支援区分
 - 1) 高等教育の修学支援新制度(以下、新制度)の第I区分の受給者
 - 2) 新制度の第II区分または第III区分の受給者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の併給が可能なものにあっては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金(無利子奨学金)の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金(無利子奨学金)を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦留学生等(日本語教育機関の生徒を含む)については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすことが必要(「外国人留学生学習奨励費」等と同様)
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が2.30以上であること
 - 2) 1か月の出席率が8割以上であること
 - 3) 仕送りが平均月額90,000円以下であること(入学金・授業料等は含まない。)
 - 4) 在日している扶養者の年収が500万円未満であること

申込の流れ

申請の手引き(学生用)及び様式1, 2は琉球大学公式HP学生支援情報に掲載
<https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/support/>



- (1)申込関係書類の作成
・【様式1】学生支援緊急給付金申請書
・【様式2】誓約書
- ▶ (2)必要書類を大学へ提出
- ▶ (3)大学での審査
- ▶ (4)審査結果を大学から機構へ提供
- ▶ (5)機構から学生へ振込

必要書類(提出)

- 1.【様式1】学生支援緊急給付金申請書
- 2.【様式2】誓約書
- 3.支給要件を満たすことを証明する書類(申請の手引きP7参照)

申請期間

日時: **令和2年7月7日(火)～7月22日(水)**

(土日・祝日を除く)

9:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

場所: **共通教育棟1号館1階**

学部学生・大学院生: **学生支援課奨学係**

外国人留学生: **国際教育課留学生係**

提出方法: **郵送又は窓口**

※予算の範囲内で、支給決定することとなっておりますので、申請しても、給付対象とならない場合があります。

詳しい情報はこちら

文部科学省

日本学生支援機構



「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

【問い合わせ先:学部学生・大学院生】

担当:学生部学生支援課奨学係
受付時間:月曜日～金曜日(土日、祝日除く)
E-mail: gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp

【問い合わせ先:外国人留学生】

担当:学生部国際教育課留学生係
受付時間:月曜日～金曜日(土日、祝日除く)
E-mail:koshien@acs.u-ryukyu.ac.jp